

平成23年度医療・介護等関連分野における
規制改革・産業創出調査研究事業
(医療・介護周辺サービス産業創出調査事業)

公 募 要 領

平成23年4月

株式会社 日本総合研究所

目次

I. 背景と目的	1
1. 背景	1
2. 目的	1
II. 調査研究事業の内容	2
1. 事業内容	2
1.1 対象分野	2
1.2 対象テーマ	2
1.3 申請区分	3
2. 実施主体	4
3. 実施要件	4
4. 委託金額および採択件数	5
5. 実施期間	6
6. 応募から事業終了までの主な流れ	6
III. 応募資格	7
1. コンソーシアムの定義	7
2. コンソーシアムの構成要件	7
3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件	8
4. その他	10
IV. 応募手続き	12
1. 応募者	12
2. 応募書類の提出部数	12
3. 公募期間、応募書類の提出先と留意事項	13
4. 公募説明会の開催	14
V. 審査の方法および手順	15
VI. 採択後の留意点と契約	16
1. 採択後の留意点	16
2. 委託契約の締結・委託費の支払い	16
3. 委託費の内容	16
4. 経費支出の注意	17
5. 知的所有権の帰属	19
6. 採択コンソーシアム等の義務	19
VII. その他	19
(別添) 資料1 応募書類の様式(様式1~6)	
様式1 公募申請書	
様式2 提案書雛形(様式2-Aまたは2-B)	
様式3 提案書要約版雛形(様式3-Aまたは3-B)	
様式4 コンソーシアム等概要表	
様式5 見積書	
様式6 申請受理票	
資料2 応募書類作成にあたっての留意点	

資料3 審查項目一覽

資料4 契約書 (案)

I. 背景と目的

1. 背景

世界に類をみないスピードで少子高齢化が進むわが国では、国民の健康、医療、介護に関する関心は高まりを見せており、要介護者を抱える家族や高齢者の単身世帯のさらなる増加が見込まれる状況において、生活支援サービス等、医療・介護周辺のサービスに対する需要もますます増えていくことが想定されます。

こうした社会構造の転換に伴う医療・介護および周辺分野における需要は、社会保障のコストとされる一方で、「新成長戦略」でも指摘されているとおり、産業面から見ますと、高齢社会の需要に適切に応えながら、内需を主導し、雇用を創出する成長産業になりえる側面を持っています。

一方、需要の増大に対応する供給面に目を向けると、資源の不足・偏在や制度上の課題等により、適切なサービスを提供することが困難な状況も存在し、限られた資源を効率的に活用し、安心・安全を確保していく体制整備が必要不可欠となっています。

2. 目的

本調査研究事業では、上述の背景を踏まえ、公的保険サービスの周辺に存在する需要に適切に応えるため、医療・介護サービスと連携した生活を支援するサービス産業（以下、「医療生活産業」）の創出促進を目指し、規制や制度等の課題への対応策を示すと共に、ビジネスモデルの持続可能性の検証に主眼を置き、以下の調査事業を行います。

なお、株式会社 日本総合研究所（以下、「日本総研」という）は、「平成23年度医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業（医療・介護周辺サービス産業創出調査事業）」に関して、経済産業省の委託を受け、本調査研究事業全体の運営に係る事務、採択されたコンソーシアム等との委託契約など、委託事業全体の運営を統括します。本調査研究事業の成果のとりまとめにあたっては、日本総研内に設置する委員会の評価・助言を適宜受けます。合わせて、ワーキンググループを設置し、調査研究事業における制度的および規制に伴う課題認識の正当性、解決のための総合的な検討から、制度的提案の実現性、産業創出としてのビジネスモデル等の妥当性・実現性等についての整理を行います。また、採択されたコンソーシアム等に対しては、事業の内容、進捗状況を踏まえるため、週次レベルでの現地等の進捗状況の確認、月次レベルでの会計管理状況の書類提出を求める等の方策により、事業の進捗等をタイムリーに把握し、適切な指導、助言を行います。さらに、採択されたコンソーシアム等とともに、実施期間終了後、本事業により得られた成果の普及に努めるものとします。

II. 調査研究事業の内容

1. 事業内容

1.1 対象分野

本調査研究事業は、医療機関・介護事業者や、フィットネスクラブなどのスポーツ産業、配食・外食産業、ハウスキーピング、エステティックサロン、薬局、流通、交通などの健康および生活支援サービス事業者による医療生活産業への参入によって創出される多様なサービスについて、ビジネスモデルの持続可能性について検討を行うとともに、サービス提供に対する阻害要因（規制や制度等を含む）への対応策、解決の方向性について調査・検証を行います。

対象とする事業分野は以下の通りです。

- (1) 疾病予防・糖尿病等生活習慣病の重症化予防のための疾病管理
健康状態を保つサービス、生活習慣の改善に資するサービス
- (2) 介護予防
介護が必要のない状態を維持するためのサービス
- (3) リハビリ・生活支援
医療・介護から日常生活への復帰をサポートするサービス
- (4) 生活支援・看取り
必要な医療・介護を受けつつ、在宅での生活を支援するサービス

1.2 対象テーマ

1.1に示した対象分野において、自律してサービス提供可能なビジネスの創出を目指し、主として以下a.～f.の調査テーマ及びこれらの組み合わせによるサービス提供モデルについて、調査・検証を行います。

- a. 医療機関主体によるサービスモデル
 - ・ 医療機関が中核となり、必要に応じて民間サービスを統合しながら、地域の実情にあった医療・介護・健康・生活支援等を包括的に提供するサービスモデルを構築し、ビジネスの持続可能性の検証・課題整理を行います。
- b. 医療・介護・民間・行政連携モデル

- ・ 医療・介護機関、民間サービス事業者、行政等、多様な主体が各自の持つ情報・リソースを適切に連携させたサービスモデルを構築し、ビジネスの持続可能性の検証・課題整理を行います。
- ・ 主として、日常の運動・栄養指導・口腔ケア等を組み込んだ糖尿病等の生活習慣病重症化予防サービス、医療機関退院後の維持期リハビリ支援サービス、自治体・地域包括支援センター・民間サービス事業者の連携による公的保険内外のサービスを有機的に結びつけた介護予防サービス、介護・慢性期の生活支援（配食、移動・移送等）サービス等を想定しています。

c. 保険者を対象としたサービスモデル

- ・ 保険者の持つ情報（レセプト・健診）を活用した、効果的な一次予防・二次予防・三次予防サービス創出に向け、想定されるサービスについて費用対効果の検証および情報活用に関する課題整理を実施します。

d. 有資格者活用サービスモデル

- ・ 看護師、理学療法士、作業療法士、ケアマネージャー、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等の有資格者の能力を活用した公的保険外の生活支援サービスの創出に向け、有資格者の多様な働き方を支援するための仕組みと課題の整理を実施します。

e. 産業創出に向けた基盤整備

- ・ 個人・企業・団体等による健康への投資を促進する仕組み、サービスの創出に向けた調査や、医療生活産業の振興に向けたサービスの標準規格のあり方や後見人制度の利活用に向けた検討等、産業創出に向けた基盤整備を行います。

f. その他

- ・ a.～e. 以外の視点で、医療生活産業の創出・振興に資する具体的な事項の検討を行います。（提案書に、医療生活産業の創出・振興にいかん資するかを明記してください。）

1.3 申請区分

本事業の区分は、「大規模調査事業」、「課題調査事業」の2つの区分があります。ただし、「大規模調査事業」、「課題調査事業」を重複して申請することはできません。

応募後の申請者による区分の変更はできません（「大規模調査事業」への応募については、審査結果により、区分の変更（「課題調査事業」への変更）が行われることがあります）。

（1）大規模調査事業

上記1.1、1.2における対象分野、対象テーマを特定し、原則として具体的な実施地域を選定の上、その地域においてサービスを持続的に提供しうるビジネスモデルを策定し、それに

基づいたサービスの成立性およびサービス提供に対する阻害要因（規制や制度等を含む）への対応策、解決の方向性について検証を実施していただきます。

大規模調査事業においては、委託期間中に一定期間または一部のサービスにおいて、有料によるサービス提供を行う等の方策によりビジネスモデルの持続可能性の検証を行っていただきます。

なお、特段の理由により、有料によるサービス提供が難しい場合については、その理由を明記していただきます。

（2）課題調査事業

上記1.1、1.2における対象分野、対象テーマを特定し、医療生活産業の振興のための環境整備やビジネスモデル確立のために必要となる、現状把握や制度・仕組み等の課題抽出・解決に資する具体的かつ横断的な調査研究を実施していただきます。

なお、上記1.3（1）、（2）に共通した点は以下のとおりです。

（ア）本事業を進めるにあたり、評価委員会・ワーキンググループと連携して、ビジネスモデルに係る検討、サービス提供に対する阻害要因等の抽出および解決策の検討作業等に対応していただきます。

（イ）日本総研からの要請に基づき、各種検討会への参加や、医療生活産業振興に資する各種調査の実施や報告等を必要に応じて実施していただきます。

（ウ）本事業の完了時に、事業実施報告書を納入していただきます。

（エ）経済産業省、日本総研からの事業内容の指導・調整に適宜対応していただきます。

2. 実施主体

大規模調査事業については、協働関係となる利用者との適切な関係の構築や、他の事業者間との連携による効率的・効果的な事業実施体制の確保の必要性等から、複数の事業主体が連携・協働する実施体制となる「コンソーシアム」形式（医療・介護機関や健保組合等保険者、健康サービスに関連する事業者等で構成。事業を実施するうえで、必要に応じて行政とも適切に連携を図ってください）により実施していただきます。

調査事業終了後、本事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用できる機能等を有する企業等の参加を求めます。

また、課題調査事業については、原則としてコンソーシアム形式としますが、単独事業者での実施も可能です。

3. 実施要件

本事業の実施については、区分ごとに以下の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 大規模調査事業

- ① 医療機関・介護機関や民間サービス事業者等が有機的な連携を図ることで、これまでにない新たなサービスが提供可能なビジネスモデルが提案されており、適切な役割分担が設定されていること。
- ② ビジネスモデル上の創意工夫により、産業創出のため、事業性、収益性が検討され、継続的なビジネスの実施につながる提案がなされていること。
- ③ ビジネスモデルの実現に伴う現行規制・制度の課題認識が明確であり、課題解決のための適切な調査手法が提案されていること。
- ④ サービスの安全性・有効性を検証するための適切な調査手法の提案がなされており、定量評価・分析可能なデータ収集方針が検討されていること。
- ⑤ 提供するサービスの品質を維持・向上するための具体的な手法が提示され、民間サービス事業者の参入要件等が検討可能な調査手法がとられていること。
- ⑥ 利用者の利便性も考慮しつつ、ビジネスモデルの成立に必要な事業者間における個人情報保護に対する考え方が整理され、対策・運用方法が調査されていること。
- ⑦ ビジネスモデルの持続性および現市場の状況を踏まえたサービス品質を検証するため、有料によるサービス提供を組み込む等の適切な調査手法とその体制が取られていること。

(2) 課題調査事業

- ① 医療・介護周辺のサービス産業創出のための環境整備やビジネスモデル構築に向けた制度的課題解決や規制緩和の提案に資する具体的調査であること。
- ② 現状の医療・介護周辺分野における実態を明らかにするとともに、制度や規制、慣習等の阻害要因を整理し、新たなサービス創出につながる枠組み・体制作り等について具体的な提案がなされていること。

4. 委託金額および採択件数

本事業の1件あたり委託金額および採択件数については、以下の通りとし、合計で15件程度の採択を予定しております。

(1) 大規模調査事業

1件あたり : 3,000万円～7,000万円程度

採択件数 : 5～10件程度を予定

※ただし、調査事業範囲・提案内容に応じて、その他の金額での提案も可能です。

(2) 課題調査事業

1件あたり : 1,000万円～2,000万円程度

採択件数 : 5～10件程度を予定

委託金額は、消費税込みとします。具体的な金額および採択件数については、提案された事業内容と事業費を精査の上、最終決定しますので、実際の応募状況・事業内容によっては、金額及び件数には変動がありえます。

5. 実施期間

事業全体の実施期間は、委託契約締結日から平成24年2月29日までとします。

6. 応募から事業終了までの主な流れ

応募から事業終了までの主な流れは、以下のとおりです。

平成23年4月	:	事業公募
平成23年4月～5月	:	審査、採択コンソーシアム等決定、委託契約締結
平成23年6月		事業開始
		第1回ワーキンググループ（予定）
		第1回評価委員会（予定）
平成23年7月		第2回ワーキンググループ（予定）
平成23年8下旬	:	第3回ワーキンググループ（予定）
		第2回評価委員会（中間）（予定）
平成23年10月下旬		第4回ワーキンググループ（予定）
平成24年1月下旬		第5回ワーキンググループ（予定）
平成24年2月中旬	:	成果報告会
		第3回評価委員会
平成24年2月末	:	成果報告書提出
平成24年3月上旬	:	実績報告書提出（委託業務に要した経費の報告）
		確定検査

Ⅲ. 応募資格

平成23年度医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業（医療・介護周辺サービス産業創出調査事業）の複数事業者による応募に際しては、以下の1. コンソーシアムの定義、2. コンソーシアムの構成要件①～④および3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件が応募資格となります。

課題調査事業の単独事業者による応募に際しては、以下で示された（1）代表団体の該当部分が応募資格となります。

1. コンソーシアムの定義

本調査研究事業の「コンソーシアム」とは、複数の調査研究事業主体（事業者、団体、機関、地方自治体）が連携・協働する実施体制です。コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という）および代表団体と当該事業に係る契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない）を結ぶ者（以下「参加団体」という）全体を指します。すなわち、代表団体と調査研究事業等に係る契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含まれません。

代表団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とし、地方自治体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）は代表団体にはなれません。

2. コンソーシアムの構成要件

コンソーシアムは、以下の要件を満たす必要があります。

- ① コンソーシアムは、以下の3. に定義する代表団体および参加団体によって構成されるものとし、調査研究事業等に必要な知見やノウハウ等を有する者を含む必要があります。
- ② コンソーシアムは、ひとつの組織体として位置づけます。従って、日本総研からの連絡、指示、問合せ等への対応は、コンソーシアム代表団体の担当責任者が担当し、その責任を持っていただきます。
- ③ コンソーシアムには、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）、事務管理責任者を置く必要があります。なお、これらの代表者・責任者には、組織の長（会長、社長、事業部長等）ではなく、実際に本プロジェクトの運営推進に携わる人を任命してください。特に、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）は、審査時のヒアリング、採択決定後の委員会、ワーキンググループには必ずどちらかの出席を求めますので、その前提で任命して下さい。
- ④ 平成23年度医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業（医療・介護周辺サービス産業創出調査事業）においては、コンソーシアムの構成要件として、医療機関・介護機関や保険者、健康サービスに関連する事業者等から複数の事業主体が連携・協働する構成とします。

3. コンソーシアムの構成員に関する資格要件

(1) 代表団体

代表団体は、自ら事業の一部を実施するとともに、当該事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う母体としての機関です。また、日本総研との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがありますので留意してください。

(資格要件)

- (i) 日本総研および参加団体との委託契約を締結できること（注1）。
- (ii) 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること（複数名の業務従事者を配置すること）。
- (iii) 当該事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (iv) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、事務管理責任者を代表団体から選出すること。
- (v) 副総括事業代表者（サブリーダー）を代表団体に任命すること（注2）。

（注1）代表団体と参加団体が締結する委託契約においても、日本総研との委託契約に準拠していただきます。

（注2）副総括事業代表者（サブリーダー）は代表団体または参加団体に所属する者とします。

(2) 参加団体

参加団体は、法人格を有する民間事業者又は団体とします（有限責任組合（LLP）は可能とします）。

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、調査研究事業等の一部を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、代表団体に対して委託契約の取り消しを要請することがありますので留意してください。

(資格要件)

- (i) 代表団体との委託契約を締結できること。
- (ii) 当該事業に取り組む人員がいること。

(留意事項)

応募書類に参加団体として記載した団体等が、委託契約締結時点でコンソーシアムまたは各団体の都合によって参加の変更をすることは原則認められません。

(3) 協力団体

協力団体は、構成員としてコンソーシアムへの参画はせず、フィールドの提供や事業活動へのアドバイスなどにより、コンソーシアムを支援するものとします。

(資格要件)

- ・ 代表団体からの要請に基づいた参画であること。

(留意事項)

事業の成果普及・定着の観点から、調査地域に関わる地方自治体の参加・協力を推奨します。

代表団体は、当該事業への取り組みについて、協力団体に対し事前説明を実施し、本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることとします。

(4) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、実施プロジェクトの計画、実施および成果を管理する自然人で、代表団体に所属する者とします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じて、その代理を務める自然人で、代表団体または参加団体に所属する者とします。

総括事業代表者および副総括事業代表者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) 日本総研からの連絡、指示、問合せ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) 参加団体および協力団体に対して、日本総研からの連絡事項を周知徹底できること。

また、総括事業代表者および副総括事業代表者は必要に応じて、各調査テーマの実施及び評価委員会より抽出される課題等を検討するワーキンググループ等のメンバーとして参画していただきます。

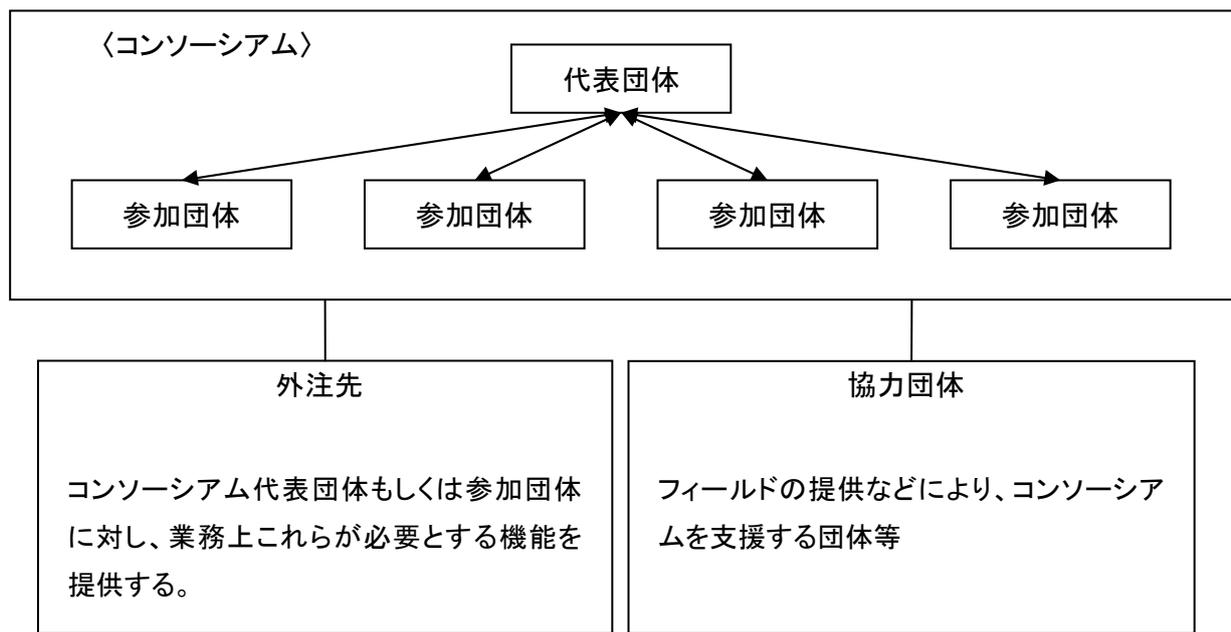
(5) 事務管理責任者

事務管理責任者は、調査研究事業等の契約、経費管理および手続きを管理する自然人で、代表団体に所属する者とします。

事務管理責任者は、以下の要件を満たすことが必要です。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがあります。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い管理能力を有し、事業実施プロジェクトの経理を含めた事務管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) 日本総研からの連絡、指示、問合せ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。



代表団体、参加団体、外注先、協力団体の関係

4. その他

(1) 重複応募・重複事業参画について

同一のプロジェクト内容で、既に経済産業省又は他省庁等の平成23年度の補助事業等による採択を受けている場合、又は採択が決定している場合は応募できません。

また、経済産業省又は他省庁等に係る類似性の高い事業を実施中又は予定している場合について、提案プロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外します。なお、委託契約締結後に判明した場合には、委託契約を取り消すことがあります。

また、同一者が代表団体として複数件申請することはできません。同一者が参加団体として複数の事業に参画することは差し支えありませんが、その場合には個々の調査研究事業等の実施に支障が出ないことに留意してください。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

コンソーシアム内の代表団体、および参加団体が、経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一号又は第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

IV. 応募手続き

1. 応募者

応募は、日本総研との委託契約を締結できる代表団体が行って下さい。また、応募に際しては、代表団体の長の押印が必要です。

2. 応募書類の提出部数

応募書類については、必要部数を一つの封筒等により提出してください。

提案書（様式2）及び提案書要約版（様式3）については、大規模調査事業は様式2-A、様式3-Aを、課題調査事業は様式2-B、様式3-Bを使用してください。

応募書類の提出部数については、以下のとおり、①申請書（様式1）から⑤見積書（様式5）までをセットしたものの12部（内訳としては、各正本をセットしたものの1部と各副本（写し）をセットしたものの11部となります。）及び⑥申請受理票（様式6）1部、電子ファイル1冊並びに⑦返信用封筒1枚を併せて提出してください。（なお、部数は審査委員会の体制の見極めにより、見直す場合があります。）

正本1部は片面印刷でホチキス止めせず、クリップ止めにしてください。副本11部は両面印刷で申請書の左側2か所をホチキス止めにし、**全て縦2穴で穴を空けてください。**

なお、応募書類（電子ファイル）は、Microsoft Word、Excel、PowerPointで作成したもの（保存形式はOffice2003までの形式）及びそれら電子ファイルをPDF形式に変換したファイルを合わせて提出してください。

①申請書（様式1）	<正本1部、副本（写し）11部>
②提案書（様式2-Aまたは様式2-B）	<正本1部、副本（写し）11部>
③提案書要約版（様式3-Aまたは様式3-B）	<正本1部、副本（写し）11部>
④コンソーシアム等概要表（様式4）	<正本1部、副本（写し）11部>
添付資料：代表団体の過去3年分の財務諸表（注）のコピー（2部）	
（注）新設事業者であって、財務諸表が過去3年分ない場合、直近から最大期間存在するものの提出でよいものとします。	
⑤見積書（様式5）	<正本1部、副本（写し）11部>
⑥申請受理票（様式6）	<正本1部>
※ 以上①～⑥の各文書の電子ファイル（Office形式及びPDF形式）	
<CD1枚>	
⑦返信用封筒	<1枚>
返信用封筒は定形とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（80円）を貼付してください。	

3. 公募期間、応募書類の提出先と留意事項

公募期間：公募開始 平成23年4月19日（火）

公募締切 平成23年5月17日（火）正午必着

（応募書類受付は郵送、宅配便、もしくは締切当日持参（正午まで）とする。）

応募書類の提出先：

〒102-0082 東京都千代田区一番町16番

株式会社 日本総合研究所

「平成23年度医療・介護等関連分野における規制制度・産業創出調査研究事業（医療・介護周辺サービス産業創出調査事業）」公募係

（留意事項）

- ・ 応募書類送付時の封筒の宛名面に「平成23年度医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出調査研究事業（医療・介護周辺サービス産業創出調査事業）」と明記し、応募区分（以下のうちいずれか）を明記してください。
 - ①：大規模調査事業
 - ②：課題調査事業
- ・ 応募書類は、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けません。また、締め切り日時を超過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- ・ 応募書類に不備がある場合は、審査対象となりません。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・ 応募後の書類等の変更、差し替えは認められません。
- ・ 提出された応募書類は事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 公募締め切り後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。
- ・ 応募書類の様式は、日本総研のホームページ
<http://www.jri.co.jp/company/release/>からダウンロードできますので、ご利用下さい。

4. 公募説明会の開催

委託事業の内容、手続きについて以下のとおり説明会を実施いたします。

参加は事前申し込み制とし、先着順に受け付けます。参加を希望される場合には、申し込み期限（平成23年4月21日（木）12時）までにお申し込みください。

会場の都合上、申し込み多数の場合には、1社あたりの人数について調整させていただくことがあります。なお、説明会への出欠は、審査には一切関係ありません。

公募要領等の資料は、必ずご持参ください。（日本総研のホームページから入手できます。）

○公募説明会：（定員100名）

日時： 平成23年4月22日（金） 受付13:30 開始14:00

場所： 東京グリーンパレス B1F 会議室「ふじ」

住所： 東京都千代田区二番町2番（TEL：03-5210-4600）

○公募説明会申し込み

●下記のメール宛に下記情報を添えてお申し込み願います。

E-mail: 200010-iryo-koubo@mljri.co.jp

【申請情報】

・出席者の氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス

※出席人数については調整させていただくことがあります。

●申し込み期限は平成23年4月21日（木）12時00分と致しますが、定員（100名）に達し次第終了致します。

V. 審査の方法および手順

有識者等からなる「医療・介護周辺サービス産業創出調査事業 審査委員会（以下、審査委員会）」を設置し、当該委員会において提案内容の審査を実施し、採択コンソーシアム等を決定します。

（審査方法）

- ・ 書類による提案内容の審査を行い、採択コンソーシアム等を選定します。また、必要に応じてヒアリングなどによる審査を行う場合があります。
- ・ 審査の結果については、当該コンソーシアム等に日本総研より通知いたします。

（留意点）

- ・ ヒアリングの対象となったコンソーシアム等については、日本総研より直接連絡いたします。
- ・ ヒアリングでは、対面形式による質疑応答にて審査を実施します。なお、ヒアリングでは、事業内容・事業規模・事業費等の変更の可能性をお尋ねすることもありますのでご注意ください。
- ・ ヒアリングは東京での開催を予定しております。
- ・ 審査委員、審査内容等は非公開です。
- ・ 申請書類に不備があるものについては、審査対象といたしませんので、ご注意ください。
- ・ 審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を求めることがあります。
- ・ 審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

審査結果については、採択コンソーシアム等決定後、日本総研ホームページ上において公表するとともに、電子メールあるいは電話、郵送にてお知らせいたします。

<採択結果公表先>

日本総研ホームページ

<http://www.jri.co.jp/company/release/>

VI. 採択後の留意点と契約

1. 採択後の留意点

本公募事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後、採択コンソーシアム等に説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意ください。

- ・ 各採択コンソーシアム等は、事業実施期間中、日本総研の求めに応じて、毎週1回程度進捗報告を行います。また、日本総研の指示に従い会計等の管理を行うとともに、必要に応じ、日本総研が進捗確認に現地に赴く場合にご対応いただきます。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、事業成果等の状況について、プレゼン等で報告を行っていただく予定です。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、委託業務の成果を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。（提出は平成24年2月29日まで）
- ・ 各採択コンソーシアム等は、実施した委託業務の概要および委託業務に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出していただきます。

2. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・ 採択コンソーシアム等については、代表団体が日本総研と速やかに委託契約を締結することとします。代表団体は、契約に必要な書類を速やかに日本総研に提出いただきます。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（再委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができない場合もありますので留意下さい。したがって、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- ・ 委託費は、委託契約に係る契約書及び実施計画書に定められた用途以外に使用できません。
- ・ 委託費の支払いについては、事業完了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。全ての支出には領収書等の厳格な証憑類が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかも確定検査時に厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いが行えないこととなります。
- ・ 委託契約締結後のコンソーシアム等内部の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していただきます。
- ・ 代表団体は、参加団体と委託契約を結ぶこととなります。公益法人が代表団体になる場合は、委託費の5割以上を他の法人等の第三者に再委託（業務請負契約や外注契約等も含む）することはできません。

3. 委託費の内容

- ・ 委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（本委託事業ではコンソーシアム等）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。すなわち、「平成23年度医療・介護等関連分野

における規制改革・産業創出調査研究事業(医療・介護周辺サービス産業創出調査事業)」という国の事業を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価としてコンソーシアム等に対して支払われるものです。したがって、コンソーシアム代表団体、参加団体に対する利益の計上は認められません。

- ・ 代表団体は、人件費、事業費、参加団体に対する再委託費、一般管理費を計上できます。
 - ・ 参加団体は、代表団体からの再委託費として人件費、事業費、一般管理費を計上できます。
 - ・ 外注費は、委託費総額の5割未満とします。
- ・ 計上可能な経費区分・科目は以下のとおりです。

計上可能な経費区分

区分	科目	主な内容
人件費	人件費	委託事業に直接従事した調査員、研究員等の労務費
事業費	旅費	委員旅費、講師等旅費、調査員、研究員等旅費
	会議費	会議に係る費用(会場借料、機材借料及びお茶代等)
	謝金	委員謝金、講師等謝金
	借料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタル料
	外注費	受託者が直接実施することができないもの、または適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(ネットワーク等システム構築費、アンケート調査費等)
	印刷製本費	講義・研修資料及び成果・実績報告書等の作成費
	賃金	アルバイトの雇上費等
	通信運搬費	通信費及び郵便料、発・返送費
	情報収集費	図書の購入費等
再委託費(*注)	再委託費	再委託者の人件費、事業費、一般管理費
一般管理費	一般管理費	(人件費+事業費)の10%以内

(*注) 課題調査事業の単独事業者による実施の場合は、再委託費は計上できません。

4. 経費支出の注意

上記3. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

(1) 人件費

- ・ 地方自治体は計上できません。
- ・ 無報酬の役職員、所属員は計上できません。

(2) 謝金

- ・ コンソーシアム代表団体、参加団体内部の有識者への支出は認めません。

(3) 機器等

- ・ 委託事業において使用する機器等の購入は、原則認めません。委託事業期間内で機器等のリース又はレンタルを認めます。

(4) 消費税

- ・ 委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するか確認させていただきます（課税の場合は納税証明書の提出は必須）のでご了承ください。

(5) 有料サービス提供における人件費・事業費等

- ・ 有料にてサービスを利用者に提供する場合は、その期間のサービス提供に係る費用については委託費用に計上できません。
- ・ 有料でのサービス提供に係る費用は本委託事業経費の対象外となりますが、サービス提供における収支、利用者数等の結果については、報告をしていただきます。
- ・ 有料サービスを提供する場合に、サービス設計・開発やそれに付随する検討作業、有料サービス提供前のトライアルサービス提供、有料サービス実施中の本調査に係るアンケート実施等を行う際に必要となる人件費・事業費等については、本委託事業費の範囲内となります。

有料によるサービス提供のパターン（例）



 : 本委託事業費に計上できる経費

※有料サービス実施における効果検証(利用者アンケート実施、課題抽出のための調査)等に係る人件費・事業費は委託費内で計上可能です。

5. 知的所有権の帰属

本委託事業を実施することにより特許権等の知的所有権が発生した場合、その知的所有権の帰属先は、以下の①～③の条件を遵守していただくことを条件に、代表団体とすることができます。また、代表団体と参加団体との再委託に係る知的所有権の帰属先も、同様の条件により参加団体とすることができます。詳細については、委託契約時にお問い合わせ下さい。

- ① 本委託事業に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、その旨を日本総研を通じて国に報告すること。
- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的所有権を実施する権利を日本総研を通じて国に許諾すること。
- ③ 当該知的所有権を相当期間活用しておらず、かつ、正当な理由が認められない場合に、国が特に必要があるとして求めるときは、当該知的所有権を実施する権利を第三者へ許諾すること。

6. 採択コンソーシアム等の義務

- (1) 採択コンソーシアム等は、委託事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、委託事業の完了日の属する年度の終了後5年間、日本総研から要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 委託事業の実施状況調査等のために必要と認めるときは、日本総研は採択コンソーシアム等に報告を求め、又は日本総研の社員が委託事業に関する帳簿等の調査を行います。採択コンソーシアム等はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) 日本総研は、採択コンソーシアム等が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。
- (4) 採択コンソーシアム等は、実施期間終了後、本事業により得られた成果の普及に努めるものとします。

VII. その他

*本公募要領に関する問い合わせは、電子メールにてお願い致します。

なお、問い合わせ締切りは、平成23年5月10日(水) 12:00(正午)といたします。

<問い合わせ先>

株式会社 日本総合研究所 医療・介護等関連分野における規制改革・産業創出
調査研究事業 公募係

〒102-0082 東京都千代田区一番町16番

【E-mail】 200010-iryo-qa@ml.jri.co.jp

以上